高砂市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（19年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 17年度の人件費率
19年度	人 95,565	千円 29,181,145	千円 591,035	千円 7,253,978	% 24.8	% 26.2

(注)人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員等)に支給される給料、報酬などを含む。

（２）職員給与費の状況（各会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
19年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計	751	3,146,347	715,442	1,367,185	5,228,974	6,963
特別会計	79	314,880	72,765	137,115	524,760	6,643
水道・工業用事業会計	53	223,339	62,205	97,730	383,274	7,232
病院事業会計	363	1,377,110	540,177	579,180	2,496,467	6,877

（注）１　各職員数については１９年４月１日の職員数である。
　　２　給与費は19年度決算の額である。
　　３　職員手当には児童手当、退職手当を含まない。
　　４　特別会計とは下水道・国民健康保険・介護保険・老人保健医療の各事業を合わせた会計である。
　　５　特別職（市長、副市長、市議会議員）は含まない。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

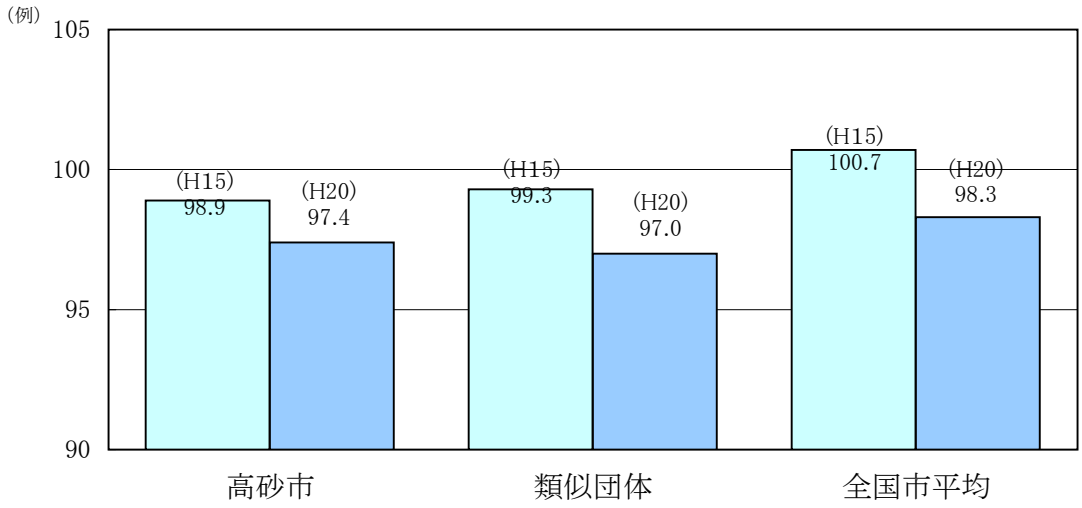

（注）１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

【参考】 地域手当補正後のラスパイレル指数 **99.3**
（平成20年4月1日）

(注)H20.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
※「地域手当補正後ラスパレル指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレル指数である。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成２０年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
高砂市	45.2　歳	353,170　円	434,815　円	416,271　円
兵庫県	44.4　歳	350,132　円	449,194　円	401,957　円
国	41.1　歳	325,113　円	―　円	387,506　円
類似団体	44.1　歳	344,233　円	416,761　円	389,682　円

（注）１　一般行政職とは、税務職、福祉職、消防職、企業職、教育職、医療職及び技能労務職以外のものである。

②技能労務職

区　分	公務員					民間従業員		
	平均年齢	職員数（人）	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
高砂市	50.6歳	147	357,878円	432,397円	408,547円	―	―	―
うち清掃職員	49.4歳	58	355,519円	474,394円	426,173円	廃棄物処理業者	43.6歳	299,700円
うち用務員	55.0歳	18	391,047円	424,787円	422,537円	用務員	53.9歳	225,900円
うち学校給食員	57.1歳	16	384,643円	415,086円	415,086円	調理士	41.8歳	250,400円
兵庫県	48.6歳	1,053	338,110円	405,908円	373,947円	―	―	―
国	48.9歳	4,784	284,679円	―	320,623円	―	―	―
類似団体	48.5歳	48	293,716円	330,829円	314,913円	―	―	―

（注）１　「平均給料月額」とは、２０年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当　、特殊勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成17年～19年の3ヵ年平均です）
※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。
※　上記の平均年齢・平均給料は企業会計職員（病院、水道、工業用水道事業職員）は含んでいない。

(2) 職員の初任給の状況（20年４月１日現在）

区　分		高 砂 市	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	180,600　円	174,330　円	172,200　円
	高 校 卒	145,900　円	140,888　円	140,100　円
技能労務職	高 校 卒	145,900　円	137,280　円	137,200　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成２０年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	270,750　円	317,453　円	360,258　円
	高 校 卒	該当職員なし	267,700　円	316,317　円
技能労務職	高 校 卒	268,167　円	311,093　円	376,166　円
	中 学 卒	該当職員なし	325,100　円	該当職員なし

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成２０年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
7　級	部長･室長･局長	人 11	% 2.7	% 2.7	% 3.3
6　級	次長･室長･局長	人 23	% 5.7	% 5.7	% 5.8
5　級	課長･主幹･副課長	人 90	% 22.1	% 23.7	% 24.3
4　級	係長･主任	人 201	% 49.5	% 48	% 48.7
3　級	事務吏員･技術吏員	人 47	% 11.6	% 14	% 10.9
2　級	事務吏員･技術吏員	人 15	% 3.7	% 0.5	% 5.4
1　級	事務吏員･技術吏員	人 19	% 4.7	% 5.4	% 1.6

（注）１　高砂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
　　３　上記の職員数には企業会計職員（病院・水道・工業用水道事業職員）は含まない。

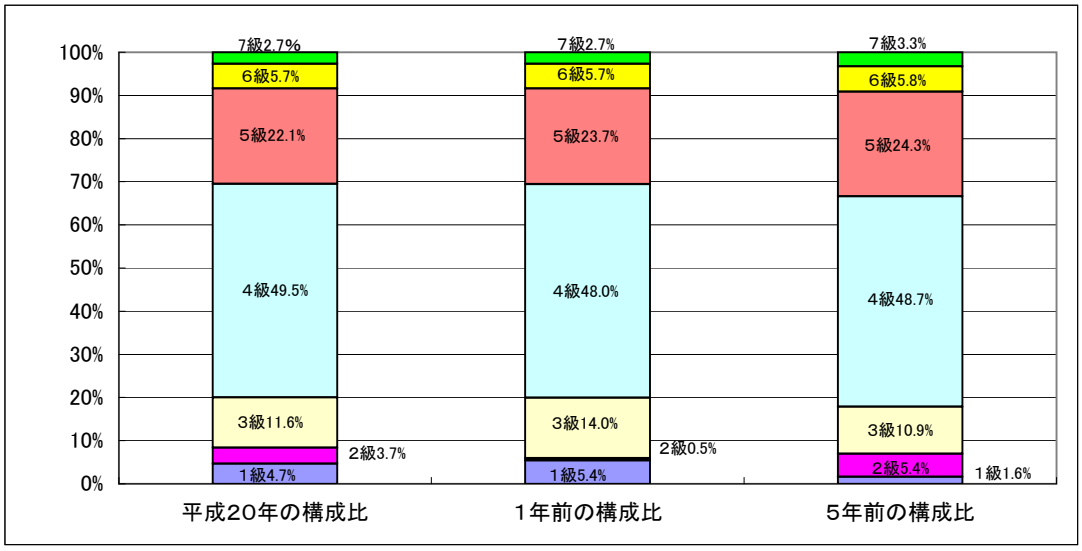

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高　砂　市	兵　庫　県	国
1人当たり平均支給額(平成19年度) 1,750　千円	1人当たり平均支給額(平成19年度) 2,023　千円	―
(平成19年度支給割合) 期末手当　3.00　月分 勤勉手当　1.50　月分	(平成19年度支給割合) 期末手当　3.00　月分 勤勉手当　1.47　月分	(平成19年度支給割合) 期末手当　3.00　月分 勤勉手当　1.50　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

(2) 退職手当（平２０年４月１日現在）

高　　砂　　市			県 ・ 国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（平成19年度より退職勧奨制度の運用を中断）			（定年前早期退職特例措置として2%から20%を加算）		
1人当たり平均支給額	7,803 千円	24,250 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、１９年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（平成２０年４月１日現在）

支給実績(19年度決算)			222,452 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)			268,338 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員	国の制度(支給率)
全市域	6 %	829 人	4 %

(4) 特殊勤務手当（平成２０年４月１日現在）

支給実績(平成19年度決算)			28,451 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)			159,837 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)			21.5 %
手当の種類(手当数)(平成20年4月1日)			28
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
主任技術者手当	電気事業法の規定により選任された主任技術者職員		月額2,000円
酸欠等作業主任手当	労働安全衛生法代14条の規定より、酸素欠乏危険場所のおける作業について選任された作業主任者		月額1,000円
廃棄物処理技術管理者手当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により選任された技術管理者に対して支給する。		月額1,000円
ボイラー運転手当	労働安全衛生法代14条の規定より選任されたボイラー取扱作業主任者でボイラー業務に従事した職員		月額1,000円
作業主任手当	葬祭業務、ごみ収集業務、ﾘｻｲｸﾙ施設管理業務及びし尿収集業務に従事する作業主任である職員	葬祭、ごみ収集、ﾘサイクル施設管理、し尿収集業務	月額5,000円
監督手当	葬祭業務、ごみ収集業務、ﾘｻｲｸﾙ施設管理業務及びし尿収集業務及び道路補修業務に従事する作業主任である職員		月額2,000円 ただし道路補修業務については月額1,000円
児童学園保育士手当	児童学園に勤務する保育士(選任延長を除く。)に対して支給		月額2,000円
交替勤務手当	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている職員(消防職員、看護士)に対して支給する	24時間の交替制勤務職場において、深夜に勤務を割り振られている業務に従事したとき。	月額1,000円
社会福祉業務手当	福祉部福祉地域課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事した職員	福祉部福祉地域課に所属する職員で、訪問指導、相談及び保護その他の措置等の業務に従事したとき	従事した日1日につき100円
行旅死亡人取扱手当	霊園管理課、行旅死亡人の移送、埋葬業務に従事した職員	行旅死亡人の移送、埋葬業務に従事したとき	1回につき1,500円
感染症防疫手当	感染症の防疫に従事した職員	感染症の防疫業務に従事したとき	従事した日1日につき500円
公有地取得買収手当	公有地の取得交渉に従事した職員	公有地の取得交渉業務に従事したとき	1回につき200円
葬祭業務手当	葬祭用祭壇の飾付け又は片付けの業務に従事した職員	葬祭用祭壇の飾付け又は片付けの業務に従事したとき	従事した日1日につき300円

遺がい遺骨業務手当	霊きゅう用乗合自動車による遺がい又は遺骨の輸送に従事した職員	零きゅう用乗り合自動車による遺がい又は遺骨の輸送業務に従事したとき	従事した日1日につき300円
火葬業務手当	火葬業務に直接従事した職員	火葬業務に直接従事したとき	従事した日1日につき1,000円
収骨業務手当	収骨業務に直接従事した職員	収骨業務に直接従事したとき	従事した日1日につき600円
産汚染物等取扱手当	産汚物、医療汚物、犬猫類の遺がい等の取扱業務に従事した職員	産汚物、医療汚物、犬猫類の遺がい等の取扱業務に従事したとき	従事した日1日につき200円
清掃業務手当	ごみ又はし尿の処理作業に従事した職員	ごみ又は、し尿の処理作業業務に従事したとき	従事した日1日につき1,500円
分別処理手当	ごみの分別収集業務又は粗大ごみの分別処理業務に直接従事した職員	ごみの分別収集業務又は粗大ごみの分別処理業務に従事したとき	従事した日1日につき100円
害虫防除作業手当	害虫等の駆除のため、薬剤散布作業に従事した職員	害虫等の駆除のため、薬剤散布作業に従事したとき	従事した日1日につき350円
救急出動手当	消防署に勤務する職員で救急のため出動し、救急活動に従事した職員	救急のため出動し、救急活動業務に従事したとき	1回につき200円 ただし救急救命士の資格を有する者が、救急救命処置を行った場合にあっては300円を加算する
消防出動手当	消防署に勤務する職員で救急以外の災害のため出動し、災害対策に従事した職員	救急以外の災害のため出動し、災害対策業務に従事したとき	1回につき250円 ただし業務に従事した時間が2時間を越える場合にあっては、250円を加算する
下水道業務手当	管渠清掃業務に従事した職員	管渠清掃業務に従事したとき	従事した日1日につき200円
特殊自動車運転手当	特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が公道において運行を行った場合に支給する。	特殊用途自動車の運転に常時従事する職員が公道において運行業務に従事したとき	従事した日1日につき100円
大型自動車運転手当	人を搬送するため公用自動車(乗車定員が11名以上のものに限る)の運転業務に従事した職員	人を搬送するため公用自動車(乗車定員が11名以上のものに限る)の運転業務に従事したとき	従事した日1日につき200円
緊急呼出手当	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出動を命じられ、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事した職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しにより出動を命じられ、浸水対策、道路補修等の緊急作業又は苦情処理業務に従事したとき	従事した日1回につき300円
徴収業務手当	訪問による市税、保険料、使用料、手数料等の滞納金の徴収業務に一日2時間以上従事した職員	訪問による市税、保険料、使用料、手数料等の滞納金の徴収業務に一日2時間以上従事したとき	従事した日1日につき100円
年末年始手当	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事した職員	12月31日及び1月1日から同月3日までの日に勤務を割り振られ、又は、勤務を命じられ、所定の業務に従事したとき	従事した日1日につき、5,000円とする。ただし、勤務した時間が4時間以下の場合にあたっては、2,500円とする。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	161,380 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	246 千円
支給実績(平成18年度決算)	182,250 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	273 千円

(6) その他の手当（平成２０年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）
扶養手当	⑴配偶者 13,000円 ⑵配偶者以外の扶養親族 6,500円 ⑶配偶者を有しない場合の一人目の扶養親族 11,000円 ⑷16歳の年度末初めから22歳年度末までの子 5,000円を加算	同じ		116，992千円
住居手当	⑴借家居住者（家賃に応じて支給） 最高支給限度額 27,000円 ⑵自宅居住者 5,000円	異なる	自宅居住者で新築、購入した職員については、新築、購入後5年に限り2,500円	49，281千円
通勤手当	⑴交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ⑵自動車等利用者 2キロ未満 0円 2キロ以上5キロ未満 2,000円 5キロ以上10キロ未満 4,100円 10キロ以上15キロ未満 6,500円 15キロ以上20キロ未満 8,900円 20キロ以上25キロ未満 11,300円 25キロ以上30キロ未満 13,700円 30キロ以上35キロ未満 16,100円 35キロ以上40キロ未満 18,500円 40キロ以上45キロ未満 20,900円 45キロ以上50キロ未満 21,800円 50キロ以上55キロ未満 22,700円 55キロ以上60キロ未満 23,600円 60キロ以上 24,500円	同じ		36，449千円
管理職手当	部長，局長 104,000円 参事（部長級） 80,000円 次長・参事（次長級） 75,000円 課長、主幹 57,000円 副課長 39,000円	異なる	給料月額に25/100を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じて得た額	119,750千円

５　特別職の報酬等の状況（平成２０年４月１日現在）

区分		給料月額等
給料報酬	市長	834,400 円 （1,043,000 円） （参考）類似団体における最高／最低額 ※18年6月～22年3月まで 市長　20％ 減額 副市長　18％ 減額 ※( )内は減額前の月額
	副市長	703,560 円 （858,000 円）
	議長	629,000 円
	副議長	575,000 円
	議員	522,000 円
期末手当	市長 副市長	（19年度支給割合） 4.45 月分　6月期 2.125月分 12月期 2.325月分
	議長 副議長 議員	（19年度支給割合） 4.45 月分　6月期 2.125月分 12月期 2.325月分
退職手当	市長	（算定方式）　（1期の手当額）　（支給時期） 給料月額 × 在職月数 × 支給率 834,000 × 48月 × 0.41 ＝ 16,420,992　任期ごと （ 1,043,000 × 48月 × 0.41 ＝ 20,706,470 ）　任期ごと
	副市長	703,560 × 48月 × 0.25 ＝ 8,442,720　任期ごと （ 858,000 × 48月 × 0.25 ＝ 10,296,000 ）　任期ごと
	備考	

（注）１　市長、副市長の給料の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、平成19年４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数 平成19年	職員数 平成20年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	10	10	0	
		総務	130	127	△3	車両管理業務の見直しなど
		税務	38	38	0	
		民生	155	153	△2	保育所の一部民間移管など
		衛生	107	111	4	保健業務の増など
		労働	1	1	0	
		農林水産	17	17	0	
		商工	3	3	0	
		土木	59	53	△6	指定管理者制度導入による業務の見直しなど
		小計	520	513	△7	※〈参考〉人口1,000人当たり職員数　5.4人
	教育部門		141	130	△11	学校給食の一部民間委託・業務の見直しなど
	消防部門		90	92	2	退職による欠員補充など
	小計		231	222	△9	
公営企業等会計部門	病院		363	346	△17	病床数の減など
	水道		53	48	△5	ポンプ場監視業務の民間委託など
	下水道		50	51	1	下水道管理業務の増など
	その他		29	34	5	後期高齢者医療制度創設による
	小計		495	479	△16	
合計			1,246	1,214 [1,437]	△32	※〈参考〉人口1,000人当たり職員数　12.7人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。
　※ 上記の職員数には教育長を含む。

(2)年齢別職員構成の状況（平成２０年４月１日現在）

（例）

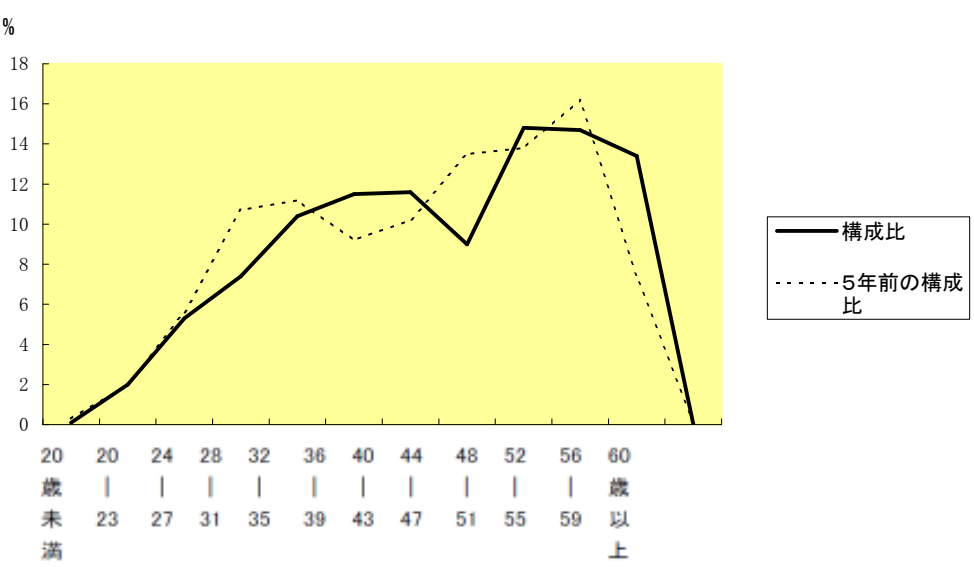

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H20	1	24	64	90	126	139	141	109	179	178	162	0	1,213

※上記の職員数には教育長は含まれていない。

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成１７年４月１日～平成２２年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 1,317	人 1,152	人 165	% 12.5

（参考）高砂市における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成17年4月1日	平 成 22 年 4 月 1 日	△92人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（20年4月1日現在）

部門 ＼ 区分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	**20年 3年目**	21年 4年目	22年 5年目	**17年～20年 計**	（参考） 数値目標
一般行政	職員数	568	547	533	**529**	518	515	**－**	515
	増　減		△21	△14	**△4**	△11	△3	**△39**	△53
保育職・教諭	職員数	115	111	108	**106**	106	107	**－**	107
	増　減		△4	△3	**△2**	0	1	**△9**	△8
消　防	職員数	91	93	90	**92**	91	92	**－**	92
	増　減		2	△3	**2**	△1	1	**1**	1
技能労務職	職員数	226	216	201	**189**	175	161	**－**	161
	増　減		△10	△15	**△12**	△14	△14	**△37**	△65
医　療　職	職員数	317	319	313	**297**	287	277	**－**	277
	増　減		2	△6	**△16**	△10	△10	**△20**	△40
計	職員数	1,317	1,286	1,245	**1,213**	1,177	1,152	**－**	1152
	増　減		△31	△41	**△32**	△36	△25	**△104（63%）**	△165

（注）１　計画期間は、１７年～２２年の５年間である。
　　２　（　%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
　　３　増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。